

令和3年第7回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和3年7月26日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和3年第7回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和3年7月26日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和3年7月26日 午前10時00分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和3年7月26日 午前10時54分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数6名 欠席数1名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	×	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
最適化推進 委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員	2番	福岡 みどり		5番	谷口 憲三		
出席した事務局職員	局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎		書記	出水 翔太 下橋 史弥		
会議 に 付 し た 事 項	日程第1	議案第33号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について				
	日程第2	議案第34号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について				
	日程第3	議案第35号	非農地証明願による申請について				
	日程第4	議案第36号	農地あっせん委員の選任について				

開会 午前 10 時 00 分

議 長（堅山）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

吉ヶ崎委員から、欠席届が参っております。
出席者 14 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 3 年第 7 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、2 番福岡委員と、5 番谷口委員をお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が 1 件、2 筆、また、時効取得による所有権移転が 1 件 1 筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくお願いいたします。

議 長（堅 山）

日程第 1 議案第 33 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 4 件、賃借権が 9 件、使用貸借権が 3 件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いしたいと思いますが、資料 2 ページの所有権の 51 番につきましては、譲受人が福岡委員の親族となっております。また資料 3 ページの賃借権の 115 番につきましても、借人が吉ヶ崎委員が所属する農業法人となっておりますので、先に質疑をさせていただきたいと思います。115 番につきましては、今日は吉ヶ崎委員が来ておりませんので普通に審議をしたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条によりまして、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

それではまず、所有権の 51 番につきまして、質疑させていただきたい
と思います。福岡委員は質疑の間、退席をお願いします。

(福岡委員退席)

議 長 (堅 山)

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事 務 局 (下 橋)

それでは、説明いたします。

2 ページをお開き下さい。

所有権の 51 番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、
申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でござ
います。

議 長 (堅 山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

異議なしと認めます。

福岡委員の入室を認めます

議 長 (堅 山)

それでは、引きつづき事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 (下 橋)

それでは、説明いたします。

2 ページをお開き下さい。

所有権の 50 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、
申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でござ
います。

次に 51 番につきましては、さきほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に 52 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 53 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に 3 ページをお開きください。

貸借権の 115 番、借人は川東の株式会社〇〇、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 116 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。
この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 117 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 118 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 119 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。
この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 120 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。
この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 121 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は宮崎市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 122 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は日置市の〇〇さん、申請

地は議案書に記載されているとおり、更新6年の利用権設定でございます。

次に123番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新6年の利用権設定でございます。

次に4ページをお開きください。

使用貸借権の124番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

次に125番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に126番、借人は鹿屋市の有限会社〇〇、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新1年の利用権設定でございます。

続きまして、5ページ、6ページをお開きください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が5件8筆、面積8,480㎡、使用貸借権が2件8筆、面積2,687㎡となっております。総面積は11,167㎡であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第33号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました

議 長（堅 山）

次に、日程第 2 議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、を議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転 3 件であります。
それでは、事務局の説明をお願い致します。

事 務 局（下橋）

それでは、説明いたします。資料の 8 ページをお開き下さい。

所有権の 21 番、譲受人は池之原の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 22 番、譲受人は池之原の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 23 番、譲受人は池之原の〇〇さん、譲渡人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

申請にかかる地図の方は添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。以上でございます。

議 長（堅 山）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第2 議案第34号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に日程第3 議案第35号 非農地証明願いによる申請について議題といたします。

今回は申請が1件あります。

資料の12ページの〇〇さんの申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を福岡委員よろしくお願いいたします。

（福岡委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和3年7月20日火曜日に非農地証明願に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、私と内村推進委員、事務局から駿河崎さん、出水さん関係者として申請者の〇〇さんと、代理人の〇〇行政書士さんが出席されました。

申請地は、農用地区域外農地で、第1種農地に該当するものと思われま

す。申請地は、現況宅地となっておりますが、すでに現況のようになってから20年以上経過しており、また農地への復元も著しく困難であることから、非農地として証明しても仕方のない農地であると思われま

す。以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第 3 議案第 35 号非農地証明願による申請についての審議を終えたいと思います。

議長（堅山）

次に、日程第 4 議案第 36 号 農地あっせん委員の選任について議題といたします。

今回は、所有権・賃借権の申し出が 1 件ございます。
本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思います。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議長（堅山）

事務局一任という声があったので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料 15 ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおり、計 1 筆 2,270 m²となります。
申請地とその周辺につきましては 15 ページ右側の図面にあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、〇〇さんの農地あっせん委員に福岡委員と村吉委員を指名いたします。委員長は福岡委員にお願いしたいと思います。以上であっせん委員の選任を終えたいと思います。

よって、日程第 4 議案第 36 号 農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々にお願いすることに決しました。

議長（堅山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○事務局から意見

※8月現地調査：20日（金）
定例総会：25日（水）
申請締切：12日（木）
鹿児島県農業委員会大会 31日（火）

議長（堅山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和3年第7回定例総会を閉会いたします。